

**継 続**

**雇 用**

# 2005年4月1日からは 定年は62歳以上です

## ■ なぜ定年の見直しが必要なのでしょう

老齢厚生年金の支給年齢が徐々に65歳まで引き上げられます。このため「高年齢者雇用安定法」が改正され、来年4月1日から施行されます。

定年を62歳以上にする

60歳定年で希望者全員を再雇用する

定年制度を廃止する

以上のいずれかを選択する必要があります。この年齢は順次65歳に引き上げられます。

平成19年4月1日～ 63歳      平成25年4月1日～ 65歳

平成22年4月1日～ 64歳

## ■ 制度の変更にあたって

制度の変更にあたっては、現在の定年年齢以上の賃金、勤務条件、退職金等をどうするか、検討が必要です。法律では労使協定で継続雇用の対象となる基準を定めれば対象者を選別できますが、基準を検討する必要があります。

## ■ 助成金がもらえます

62歳以上まで定年延長もしくは65歳以上まで希望者全員を再雇用に制度を変更すると、助成金（継続雇用定着促進助成金）がもらえます。ただし、改正法が施行される来年4月以降制度が存続するかは不明です。早期に新制度を導入することをお勧めいたします。助成金の詳細は

(社)東京都高年齢者雇用開発協会 03-5684-3381(代)まで

中小企業診断協会東京支部 **城東支会**がお手伝いします

お問合せ・ご連絡は下記まで、お気軽にどうぞ

地域支援部長 佐藤吉弘

TEL/FAX:03-3877-6684 E-MAIL:ysato@nona.dti.ne.jp

資料ご希望の方は下記へご連絡下さい。

福場哲夫 FAX:03-3941-7930 E-MAIL:tfukuba@mti.biglobe.ne.jp